

○議 長(本間まさよ君) 次に、「ハコモノ行政」ではなく、多種多様な方法での環境啓発及び循環型社会の推進等について、6番竹内まさおり議員。

(6 番 竹内まさおり君 登壇)(拍手)

○6 番(竹内まさおり君) むさしの志民会議の竹内まさおりです。通告に従いまして質問いたします。「ハコモノ行政」ではなく、多種多様な方法での環境啓発及び循環型社会の推進等についてです。

ことしの夏は猛暑が続きました。これも地球温暖化の影響なのかもしれません。地球温暖化の要因には諸説ありますが、省エネ社会を実現することによって環境への負荷が軽減できることは確かであり、循環型社会の実現のためにも、無駄を省いていく必要があると考えます。しかし、市政アンケートの今後重点的に進めてほしい施策において、循環型社会システムづくりの得票率は6.3%と最下位であり、市民ニーズが低いことがうかがえます。我々政治・行政は、コモンズの悲劇が起きないよう、共通のルールを定め、外部不経済の活動に関しては一定の制限を設けていかなければなりません。同時に、税金を使い政策誘導を行う際には、費用対効果を考え、広く市民からの理解を得る必要があると考えます。

そこで、以下質問いたします。

A、クリーンセンター運営協議会の発展的・全市的展開について。

- 1、本市での大気汚染の発生状況についてお伺いいたします。
- 2、旧クリーンセンターや新クリーンセンターの排ガス、排水及びダイオキシン類の環境基準は、法定基準と比較して非常に高い水準に設定していると考えますが、見解をお伺いいたします。
- 3、今年度予算にて、環境健康診断としておよそ270万円が計上されております。これまでの累計概算費用と健康被害の発生状況についてお伺いいたします。
- 4、環境健康診断の対象地域、対象人数及び受診率と、それらに対する見解をお伺いいたします。
- 5、クリーンセンターの運営に関するモニターや評価は、一部の周辺住民の方だけではなく、全市的に取り組んでいくことが大切だと考えますが、見解をお伺いいたします。

B、開かれたクリーンセンターのさらなる利活用についてです。

- 1、クリーンセンターのDBO契約には、見学施設も含まれておりますが、受付の人件費など見学施設の運営にかかる概算費用をお伺いいたします。
- 2、市外からの視察団を除いたクリーンセンターの見学者数の推移をお伺いいたします。
- 3、見学者ホールの活用頻度についてお伺いいたします。
- 4、見学者数とホールの活用状況に対する見解をお伺いいたします。
- 5、前定例会にて、クリーンセンターの環境啓発機能について、ごみ処理に関するものに限定している、運営事業者は環境分野全般の啓発を行うようなノウハウは持ち合わせておりませんとの答弁がありました。質問の趣旨に対し、主語と述語を入れかえて答弁されておりますが、クリーンセンターの運営事業者ではなく、環境啓発を行いたい人がクリーンセンターの見学施設の一部を利用し、環境啓発を行うことは可能だと考えますが、再度答弁を求めます。
- 6、今年度予算では、剪定枝資源化事業に1,350万円ほどの予算が組まれております。平成19年から開始した事業で、葉がついている枝は堆肥化し、葉がついていない枝はバイオマス発電の燃料として使用するために、毎年230トンほどの枝を群馬県まで運搬しているとのこと。しかし、昨年本市においてもバイオマス発電が行えるクリ

ーンセンターが完成いたしました。そのため、もし早期にこの事業を見直していれば、この2年間分のおよそ2,500万円ほどのコストの削減や、エネルギーの地産地消、また運搬に係る環境負荷の抑制にも寄与できたと考えます。早急に事業を見直す必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

C、広く理解の得られる旧事務所棟とプラットホームの活用等についてです。

1、平成30年第2回定例会にて、まだ使用可能な粗大ごみをリサイクル事業者へ回収もしくは買い取りしてもらっている自治体の事例を紹介いたしました。市長答弁は、クリーンセンターでは年間約1,100トンの粗大ごみが搬入され、再使用が可能な粗大ごみを売却するには、それらを保管するスペースの確保と選別、保管、整理作業が必要ですが、それらを行うことが難しいため、回収された粗大ごみの事業者への売却やクリーンセンターでの粗大ごみのリユースは行っていないとのことでした。環境省によると、粗大ごみのうち、二割がリユース可能とのことですので、本市では年間110トンから220トンものごみが削減できたこととなります。昨年完成した新クリーンセンターの建てかえ時にリサイクル業者が回収できる設計にしておけばよかったのではと考えますが、見解をお伺いいたします。

2、平成30年第1回定例会にて、現在、エコプラザ(仮称)の機能や運営方法等について市民会議で議論を行っており、その議論を踏まえて市の考え方をまとめ、施設整備の方針案として議会に報告、パブリックコメントを実施すると市の市長答弁がありました。そして、その実施時期については、夏過ぎから秋ぐらいまでにといったことが予算委員会で明らかになりました。しかし、8月17日付の市のフェイスブックページにて、9月29日にエコプラザ(仮称)を考える無作為抽出市民ワークショップを行うとの投稿があります。エコプラザ(仮称)市民会議の議事録を見ましても、ワークショップの話題は出ておりませんが、なぜ突然ワークショップを行うことになったのでしょうか。また、パブコメの実施は延期になるとの理解でよいのでしょうか。あわせてお伺いいたします。

3、エコプラザ(仮称)を考える無作為抽出市民ワークショップは、抽出された市民のみが参加できる仕組みです。一方、同時期に行われます公共施設のあり方ワークショップは、ホームページからの一般参加申し込みもできるようになっております。市民の抽出方法と、閉鎖性、公開性に関する見解についてお伺いいたします。

4、上記のワークショップに関し、前者は、施設整備ありきの議論で、後者は投資的経費の抑制に関する議論と、内容に相反する部分があると考えます。両ワークショップの整合性はどのように図られるのでしょうか。また、参加者にはどのような説明資料を提示するのでしょうか。お伺いいたします。

5、国立環境研究所の資料によれば、家庭からの二酸化炭素排出量の内訳は、約5割が電力、そしてガソリンや灯油、ガスから4割であり、ごみからは3.8%であることがわかります。エコプラザ(仮称)市民検討委員会にて長らく提案されております、ボタンや端切れなどの廃材の利活用を進めるような視点での環境啓発では、効果に疑問を感じますが、見解をお伺いいたします。

6、エコプラザ(仮称)に関し、市民検討会議やワークショップにて、最小限のコストで最大限の効果が得られないような内容の提言がまとめられた場合の対応についてお伺いいたします。

7、旧事務所棟と旧プラットホームをエコプラザ(仮称)として整備しなくとも、環境啓発を行うことが可能であれば、施設整備を行う必要はなくなると考えますが、見解をお伺いいたします。

8、環境省の調査によれば、過去1年間においてリユース品の購入経験及び売却・引き渡し経験がない人の割合は、6割から7割にも及んでいるとのこと。そこで、リユースモデル事業など、自治体内にあるリユースショップのさらなる利活用に取り組む国の動きがあります。そこで本市も、同事業を進める世田谷区のように、市内のリユースショップ事業者との連携の推進が必要だと考えますが、見解をお伺いいたします。

9、海外では、フリーショップといって不要品を提供したり、また欲しいものがあれば無料でもらうことができるお店があるとのこと。そして、一部のフリーショップでは商店街の空き店舗等を活用し、地域の活性化を図る自治体が固

定資産税を減免するといった事例もあるそうです。このような取り組みの本市での実現可能性についてお伺いいたします。

10、日本では新築信仰が強いいため、中古住宅のさらなる利活用の促進が必要だと考えます。本市での新築住宅に対する固定資産税の減額状況と、住宅ローン減税の新築分に対する所得税、住民税の減額状況と、それらに対する見解についてお伺いいたします。

11、水循環に関する連続講座「水の学校」が国土交通大臣賞を受賞したことは、関係者にとって大きな励みになったと考えます。そこで本市においても、ケアリンピックのように環境に配慮した活動を行っている市民等を表彰、紹介する機会として、環境プランコンテスト等の開催を行うことも可能だと考えますが、見解をお伺いいたします。

D、フードロス対策についてです。

1、市内での食品廃棄の状況についてどのように認識しているのか、お伺いいたします。

2、余剰物の流通支援やフードバンク支援が必要だと考えますが、見解をお伺いいたします。

3、余剰物を人の食用として利用することが難しい場合、飼料化や肥料化、エネルギー等のリサイクルの促進を図っていく必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

4、京都市では、食べ残しゼロ推進店舗認定制度を設け、市内の飲食店や宿泊施設と連携し、官民連携で食品廃棄対策に取り組んでおり、ことしの5月で800店舗を突破したとのことです。飲食店の多い本市においても、啓発ステッカー等を店舗に掲示してもらえれば、食品廃棄対策に効果があるのではと考えますが、見解をお伺いいたします。

5、平成29年、京都市では、販売期限の延長による食品ロス削減効果に関する調査・社会実験を行いました。商品を消費期限の当日まで販売しない食品スーパーが約半数あり、行政が販売期限の延期を後押しすることによって食品廃棄量を10%削減できたとのことです。この調査結果に対する見解をお伺いいたします。

E、LED交換事業等の推進についてです。

1、都は、白熱電球のLED交換事業を実施しております。前市長の際、平成29年9月の市報にてこの事業の紹介が掲載されましたが、その後、ことし3月からは大手家電量販店での交換が始まり、また8月からは大きく交換条件も緩和されました。仮に市内全世帯約7万6,000世帯がたった1つの白熱電球をLED電球に交換しただけでも、消費電力を60ワットから7.2ワットで計算すると、合計でおおよそ3,800キロワットもの電力が節約できます。これはクリーンセンターの発電力の1.5倍に相当いたします。市内でのCO2削減だけではなく、家計の節約にもつながるこの事業について、さらなる周知・推進が必要だと考えますが、市の対応をお伺いいたします。

2、公共施設における白熱電球の使用状況と、LED電球に交換した場合の効果についてお伺いいたします。

3、昨年の本会議にて、本庁舎のLED化率は約1割であることがわかりました。LEDの価格も安価になった現在、一、二年で購入費用が賄えると考えます。市長答弁では、施設の改修を伴わずに行うものであれば速やかに行えると思う、状況を見ながら普及・推進をしてみたいとありましたが、あれから10カ月目となる現在においても、椅子に上れば簡単にかえられる場所ですら交換されておりません。対応が遅いように感じますが、市長の見解をお伺いいたします。

4、夜間に利用者のいないコミセンが見受けられます。コミセンに限らず、これ以上の利用者が望めない場合には、LED交換だけではなく、早目に閉館するなどの柔軟な対応が公共施設にも必要だと考えますが、見解をお伺いいたします。

F、理想の家族形成が実現できる社会の実現についてです。

1、本年、平成30年の予算委員会にて、晩婚化は市の課題であるという認識は持っておりませんとの市長答弁がありました。しかし、本年3月に発行された「まなこ」には、武蔵野市男女平等の推進に関する条例を引き合いに、「ラ

ライフステージに合わせたリプロの知識が大切です」と、武蔵野市助産師会会長の特集ページが組まれております。そこには、市の晩婚化や初産年齢の高まりについての記述があり、「いつまでも産めると思っていた」や「もっと早くから不妊治療を始めればよかった」と、まさに私が予算委員会にて指摘した市民の声も紹介されております。不妊治療の増加やダブルケアも大きな社会問題となっている現在、なぜ晩婚化の進展を課題として認識されないのか、その理由について伺います。

2、本市では、キャリア教育として、例えば中学2年生で職場体験などを行っております。生徒らにキャリア教育を行う意義と、どのタイミングでライフステージに合ったリプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツの知識を伝える必要があると考えられているのでしょうか。見解をお伺いいたします。

3、市の人口推計では、2015年の8,400世帯から2045年の1万4,500世帯へと高齢者単独世帯の増加が見込まれております。高齢者単独世帯の割合が増加することでどのような課題が生じてくると考えているのでしょうか。見解をお伺いいたします。

4、本年平成30年6月に、結婚相談を行っているNPO法人に補助金の交付を決定したと伺っております。なぜ補助金の交付を決定されたのでしょうか。見解をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○市 長(松下玲子君) 竹内まさお議員の一般質問に順にお答えをいたします。

まず、Aの1についてです。武蔵野市では、市役所西棟2階に大気汚染自動測定装置を設置し、環境基準に定められた5物質を常時測定しています。それぞれ環境基準が定められており、光化学オキシダントを除く4物質については、過去5年の記録を見ると、環境基準の範囲内におさまっています。光化学オキシダントについては、1時間値で評価しますが、同じく過去5年で年間3.3～4.3%の時間帯で環境基準を超過しました。光化学オキシダントが0.12ppm以上になると発令される光化学スモッグ注意報は、都内全域で発令されていますが、武蔵野市が属する多摩北部では、過去5年で年間2～12回の発令となっています。クリーンセンターでは独自に5物質を測定しています。それぞれ法規制値よりも厳しい基準値を設けていますが、過去5年、全て厳しい基準値の範囲内におさまっています。なお、ダイオキシン類を除く4物質の基準値は、新施設では旧施設よりもさらに厳しい基準値にしています。

次にAの2です。昨年4月から稼働している新クリーンセンターでは、安全・安心の観点から、全国で最も厳しい自主規制値を設定しています。この自主規制値は、法規制値より厳しいものとなっています。塩化水素は、法規制値が430ppmのところ、自主規制値は10ppmで、窒素酸化物が、法規制値が250ppmのところ、自主規制値は50ppmとなっています。排水の基準値は、市の下水道条例と同等の基準値としています。この自主規制値は、ふじみ衛生組合や東京二十三区清掃一部事務組合で採用されているもので、この自主規制値で施設の運転実績もあるものであります。自主規制値は、(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会及び新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設基本計画策定委員会でも議論がされ、これまでの旧クリーンセンターの安全・安心の運営評価や、住宅に接しているという立地状況から、全国でも厳しい自主規制値を採用しています。自主規制値は、武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書に明記されており、この数値を遵守することで周辺住民の安全・安心につながるものと考えています。

Aの3です。昭和59年に武蔵野クリーンセンター運営協議会が発足してからの累計概算費用は、34年間で4,734万7,000円です。この環境健康診断からは健康被害の発生事実はありません。

次に、Aの4です。環境健康診断の対象地域は、クリーンセンターに隣接する吉祥寺北町5丁目、緑町2丁目3番地域、緑町3丁目であります。対象人数は、対象地域全体で1,860人ほどです。受診率は、平成25年度からになりますが、おおむね1割程度で推移しています。地域住民との協定に基づいて環境健康診断を実施していますが、昭和59年の旧施設建設当時は、ごみ処理場操業による健康被害を不安に思う住民もいたことから実施しています。受診率がおおむね1割程度であることや、健康被害の問い合わせもないことから、地域の方々からはクリーンセンターの操業に関して一定の理解を得られているのではと考えております。環境健康診断の結果からは、健康被害の発生事実はございません。

Aの5です。現在、クリーンセンターの運営については、地域4団体と、武蔵野クリーンセンター操業に関する協定を締結し、地域住民と連携し、運営を行っています。協定の目的に明記されている、地域住民と市の相互の理解を深め、地域の環境整備、福祉の増進を図るため、運営協議会として活動を行っています。活動は、武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書の規定に基づき、武蔵野クリーンセンター運営協議会に係る細目を定め、1)クリーンセンターの運営状況の監視、2)地域住民の理解を深めるための広報活動、3)環境の整備及び維持並びに福祉の増進のための活動を行っています。これらのことが重要であり、今後もこの体制を維持してまいります。

次に、Bの1についてです。今回の委託契約は、20年の長期包括業務委託契約であり、施設運営全体を要求水準書や提案書により事業費全体を評価し、事業者の選定をしたもので、受付の人件費、イベントや見学施設の運営に関する費用などの個別の内訳額についての提出は求めておりません。

Bの2です。市内の見学者数は、平成29年度が81団体で1,987名、また、1万2,563人の自由見学がありましたが、こちらの自由見学は、市内か市外かは不明です。平成30年度は8月までの実績で25団体846名、また1,279人の自由見学がありましたが、市内か市外かは不明です。

Bの3です。見学者ホールは、イベント、団体施設見学と自由見学で利用しています。平成29年度、見学者ホールを利用したイベントは10回開催しています。また、団体施設見学では253回利用しています。開催したイベントで主なものは、エコマルシェ3回、子どもワークショップ2回、オープンハーベスト1回を開催しています。平成30年度8月までの実績では、見学者ホールを利用したイベントは5回、団体施設見学では68回利用しています。

次に、Bの4です。平成29年度は、予約なしで誰でも自由に見学できる自由見学は1万2,563名の方にお越しいただき、事前予約による団体見学は253団体で4,540名の方にお越しいただきました。平成29年度はクリーンセンターで行われたイベントの参加者が6,700名となっており、見学者数合計は2万3,803名です。平成30年度については8月までの実績ですが、自由見学が1,279名、団体見学は63団体1,362名で、イベント参加者数は3,036名、合計5,677名です。本来であれば、団体の見学などは独立した見学者ホールで説明をし、工場見学をするのが望ましいと考えますが、現在、新事務所棟の建設中であり、独立した見学者ホールがないため、工場棟にある見学者ホールで見学者と自由見学の市民とが混在することがあり、混乱することがございます。

次に、Bの5です。運営事業者は、焼却施設の運転管理を初めとし、ごみ処理関連におけるみずからの企画提案による環境啓発を行っています。前定例会でもお答えしましたが、運営事業者は市の施策とのすり合わせを行うことはできたとしても、環境分野全般の啓発を行うノウハウを持ち合わせておりません。全市的な環境啓発を一任することはできないと考えています。クリーンセンターの見学施設、見学者コースは、一部イベント等での利用は可能ですが、予約不要で、開館時間中誰でも自由に見学できる施設となっていますので、環境啓発全般をこの見学者施設で実施することは想定しておりません。

次に、Bの6です。剪定枝資源化事業は、可燃ごみの削減と啓発を目的に平成19年度より開始しています。本事業は、可燃ごみとして処分される剪定枝、これは剪定した枝木、落ち葉を含む草葉を堆肥あるいは発電燃料として資

源化することで、クリーンセンターでの処理量、ひいては最終処分量を減らす効果があります。また、家庭から排出された剪定枝を無料とすることで、市民のお庭や生け垣等の緑の保全につき支援をすることにもなります。加えて、落ち葉等は堆肥化できるものでもあり、そのことを周知する効果もあると考えます。

剪定枝資源化事業は、市民から排出された剪定枝を収集し、西東京市に立地する事業者で積みかえを行い、群馬県にある中間処理施設まで運搬し、資源化を行っています。中間処理施設で剪定枝はチップ化され、堆肥化資機材またはバイオマス発電の発電燃料となっております。平成 29 年度はおおむね7割が堆肥化資機材、3割がバイオマス発電に活用されています。中間処理施設の立地が遠方であるということは、運搬にかかわる環境負荷の面で課題であると捉えております。平成 29 年4月からバイオマス発電が行えるクリーンセンターが本格稼働したこともあり、中間処理施設までの収集運搬にかかる環境負荷やコストを踏まえて研究をしております。その際には、家庭ごみの処理に支障を来さないために、クリーンセンターの処理能力を超過しないよう、実際のごみ排出量総量の動向に留意しつつ、研究を継続しているところでございます。

次に、Cの1です。収集や持ち込みされた粗大ごみのリユース事業を行うには、粗大ごみの中からよい品物の選別作業や、その作業場所、保管場所などが必要となります。クリーンセンターで粗大ごみのリユース事業を行うには、敷地に余裕がなく、厳しい状況の中での施設建設であり、スペースの確保が厳しいため、新クリーンセンターでは行っておりません。再使用が可能な粗大ごみのリサイクルについては、シルバー人材センターで取り組みを行っております。また、むさしのエコボ等でリユースの取り組みを行っており、これらの取り組みを周知してまいります。

次に、Cの2です。無作為抽出によるワークショップは、市民の皆様の意見を伺う機会の一つとして、当初からパブリックコメントの実施期間中に開催することを予定していました。エコプラザ(仮称)の検討状況については、9月 11 日の市議会厚生委員会において、市民会議の検討のまとめと市の基本的な考え方(案)を行政報告する予定となっております。9月 15 日号の市報で市の考え方の案を公表し、10 月9日まで意見募集を行います。

次に、Cの3です。公共施設のあり方ワークショップの抽出方法についてですが、これは公共施設等総合管理計画を策定し、本計画の市民への周知を図ることを目的に開催をしています。将来にわたり持続可能な財政運営を行うため、地域に必要な施設や更新方法について広くアイデアを募ることがワークショップの開催テーマです。参加市民の抽出方法は、ワークショップの目的、テーマなどに合わせ選択をしています。本ワークショップのテーマの性質上、より広い市民層への働きかけが有効であると捉え、テーマの関心の有無にかかわらず募集するため、3段階に分けて 90 名の市民を募集しました。その3段階というのは、無作為抽出による募集と、地域コミュニティ協議会への参加協力と、市報・ホームページ等による一般募集、この3段階です。

次に、Cの4です。公共施設のあり方ワークショップにおいては、施設の更新費用抑制に関することも大切な議論の一つではありますが、真に必要なサービスの抽出や、官民連携などによる効率的な運営手法を探りつつ、市民の自由なアイデアを引き出し、公共施設のあり方そのものの議論を行っていくことを重要視した場であると捉えています。通常、ワークショップは、おのこの開催目的等に応じ、その都度スキームの検討を行うものであるため、同時期に開催するワークショップであっても、その議論の切り口が変わることはあり得ると考えております。

ワークショップの議論につなげる基礎情報として、公共施設の保有状況、経年状況、人口推計、財政推計等、最新の情報も交えて示します。具体的なアイデアを募るため、用途地域等の都市計画の説明や施設の長寿命化や機能移転、複合化や官民連携手法などの投資的経費を軽減する手法の事例紹介を行います。その他、本ワークショップのコーディネートを委託している首都大学の教授により、検討を進めるための資料等の提示を行います。

そして、エコプラザを考える無作為抽出市民ワークショップのテーマですが、エコプラザ(仮称)開設に向けた市の基本的な考え方(案)に対し率直な意見をいただくことが目標です。市民として、企業人として、学生として、エコプラザと

どうかかわっていくかなどを、それぞれの立場から幅広い視点で意見をいただきたいと思います。ワークショップの企画については、市で一貫性を持って同じスキームに沿って企画しているものではありません。各課がそれぞれの事業の背景や目的などを踏まえて、事業に見合った形で構築しております。

次に、Cの5です。エコプラザ(仮称)が整備されるクリーンセンターの敷地は、ごみ処理施設として都市計画決定されており、第一期から第三期までのクリーンセンター周辺整備協議会では、ごみの分別・減量の啓発を中心に議論されてきました。昨年2月にまとめられた第四期周辺整備協議会「エコプラザ(仮称)事業のあり方中間まとめ」では、地球温暖化を背景に、ごみだけでなく広範な環境啓発機能を付加することが加えられました。エコプラザ(仮称)検討市民会議では、これをもとに施設の理念や機能を検討しており、ボタンや端ぎれなどの廃材の利活用を含め、エネルギーなど多様な環境啓発の視点で議論が進められております。

次にCの6です。エコプラザ(仮称)検討市民会議では、周辺整備協議会から引き継いだ広範な環境啓発を行う施設として、基本理念や機能、運営のあり方などについて議論が進められてきました。市民会議では、公募委員を含め、非常に意識の高い委員の方によって質の高い議論が行われております。9月11日の厚生委員会において、先ほどもお話しましたが、行政報告を予定しております。

Cの7です。エコプラザ(仮称)は、クリーンセンターの建てかえに伴い、周辺整備協議会の議論の中で、エネルギー供給施設、エコセンター(仮称)、新工場棟とともに、ライフスタイルの変化やごみの減量を市民に促す施設として提案された施設です。昭和59年から市民生活に欠かせないごみ処理を担ってきたクリーンセンターの建物の一部を改修して使うことで、本市のごみ処理の歴史を次の世代に伝えとともに、この地から市民にごみ処理への理解を求めていくことは重要な意義があると考えています。一方、エコプラザ(仮称)が全市的な環境啓発の拠点として整備されることについては、これまでの周辺整備協議会などの議論を踏まえて、長期計画に記載がされております。その後、第四期周辺整備協議会において、地球温暖化などを背景に広範な環境啓発を行うことが示され、現在に至っております。

Cの8についてです。適正なリユースショップの活用について周知することも、リユースの推進には意義があるものと考えています。一方、不適正な処理を行う違法な事業者もあることから、慎重な対応が必要であると考えます。

Cの9です。フリーショップという事業について調べてみたのですが、明確に定義されたものがございませんので、フリーショップをリユース事業と読みかえてお答えをしたいと思います。リユースの推進は意義があると考えています。リユースは、廃棄物の排出抑制に資するものであり、また、市民啓発につながるものです。食品ロス対策等でもさまざまな形態の取り組みが広がっており、有効な取り組みについて研究をしていきたいと考えます。なお、減免等の支援策については、具体的な事業を踏まえながら、事業の目的とその公益性、必要性等に鑑み、研究を行う必要があると考えます。

Cの10です。新築住宅に対する固定資産税の減額措置は、一般新築住宅にかかわる軽減措置と、認定長期優良住宅にかかわる軽減措置の2種類があり、いずれも平成30年度税制改正において32年度までの適用期限の延長が認められ、法に基づき軽減措置を行っているところです。平成30年度の減額合計は、約2億9,000万円です。若年世代、子育て世代を初めとした住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅ストックの形成や、耐震性を満たさない住宅の建てかえを促進することも新築住宅軽減制度の目的であると認識しております。

住宅借入金等特別控除、住宅ローン控除とは、個人が住宅ローン等を利用してマイホームの取得等をし、一定の要件を満たすとき、その取得等にかかわる住宅ローンの年末残高をもととして計算した金額を、居住の用に供した年分以降の各年分の所得税額から控除する制度です。平成21年度税制改正により、所得税において住宅ローン控除の適用を受けている方で、所得税から控除し切れなかった額がある場合は、個人住民税からも控除を受けることが可能となりました。平成30年度の住民税の控除額合計は、約4,732万9,000円ほどです。なお、市が保有している課

税資料からは、新築と中古の分類ができないとともに、所得税は国税のため、市では把握しておりません。住宅借入金等特別控除については、税負担を軽減することにより、マイホーム取得にかかわるインセンティブを高める効果があると認識をしております。

済みません、先ほどの平成 30 年度の減額合計、2億 9,000 万ではなく2億 900 万円です。訂正をお願いいたします。

続きまして、Cの 11 です。本市では、現時点では環境活動に対する表彰制度や、プランコンテストの実施・導入は予定していませんが、事業者の環境配慮を推進するグリーンパートナー制度を充実する形で、事業者の環境活動の表彰等に応用ができないか、また、開設予定のエコプラザ(仮称)の取り組みとしての可能性等について、他自治体の事例等を参考にしながら今後研究していきたいと思っております。

次に、Dの1についてです。武蔵野市では一般廃棄物処理基本計画やごみの排出削減に向けた施策等の基礎データとすることを目的に、平成 19 年度よりごみの組成分析を実施しております。平成 29 年度の調査では、可燃ごみの中の厨芥類は調査対象試料のうち約4割を占めていました。そのうち、手つかず食品は約2%となっており、手つかず食品の中には菓子類、野菜などが含まれていました。この調査をもとに、平成 29 年度市民1人1日当たりの可燃ごみ排出量 385 グラムから算出すると、市民1人当たり 154 グラムの厨芥類を排出していることとなります。本市においても、食品ロス削減に向けた取り組みを強化すべきであると考えます。

次に、Dについては、2と4について関連いたしますので、2と4をまとめてお答えいたします。市としましては、市内の事業者やNPOと連携した食品ロス対策について、効果的なあり方について研究をする必要があると考えています。そのため、今年度、食品ロス対策事業を積極的に推進するため、地域団体、事業者、学識経験者等による協議会を立ち上げ、検討してまいります。

Dの3についてです。余剰品も含めて家庭から排出される生ごみについて、多様なものが排出されるため、飼料化、肥料化、エネルギー化するためには、適切な分別の維持、収集にかかわるコスト、ごみ出しの手法等に困難な課題があります。まずは市民一人一人が必要な分だけ買い物をする、料理を食べ切るといった取り組みをすることが重要であると考えます。そのため、本市では、多量排出事業者への指導及びごみ減量・資源化推進事業者、エコパートナー表彰により生ごみの資源化を進めています。月 10 トン以上の廃棄物を排出する多量排出事業者に対して、生ごみ資源化を含めた資源化等の指導を実施しています。また、あわせて、事業系一般廃棄物の分別・減量及び生ごみ・雑紙の全量資源化を実施している優良事業者に対して、ごみ減量・資源化推進事業者、エコパートナー表彰として認定表彰を行っており、平成 29 年度は 43 事業者のうち 29 事業者が認定表彰されました。これらの取り組みにより、事業系生ごみについて、平成 29 年度は 2,738 トンが資源化されております。

次に、Dの5についてです。御質問にあるような商慣習に起因する食品ロスの発生は課題であると思っております。ただし、実効性を考えると、一自治体のみで行うのではない、都あるいは国といった広域での取り組みが必要ではないかと考えます。国においてもこのことに問題意識を持ち、検討が進められているところです。食品ロス削減のための商慣習検討について、農林水産省においても検討されていると聞き及んでおります。このような国の動向を踏まえながら、市としての効果的取り組みについて検討してまいります。

次に、Eの1についてです。東京都では、家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業として、これまでのLED交換事業をより利用しやすい内容で行うとともに、省エネのアドバイスもあわせて実施することになりました。市は、東京都からの要請を受け、8月の下旬より市役所の環境政策課の窓口において、チラシの配布、ポスターの掲示など周知に努めております。また、9月 15 日号の市報にも掲載を予定しております。

Eの2についてです。使用状況です。庁舎やコミュニティセンター、学校などを含め、ほとんどの施設では倉庫やトイ

レ内の掃除用具入れなど限定された場所で使用しています。使用頻度の少ない場所であり、故障等がなければ、機器や電球の交換は行っておりませんが、機器の交換が必要な場合は、新たにLED照明を設置しています。

交換した場合の効果です。白熱電球をLED電球に交換する効果としては、省エネや長寿命が挙げられます。例えば、白熱電球 54 ワットをLED電球8ワットに交換すると、消費電力は約 15%下がり、寿命は約 40 倍と言われております。

Eの3についてです。市では平成 29 年4月に第四次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画を策定し、地球温暖化の要因となる温室効果ガスの排出削減のため、省エネ、節電等の対策に取り組んでおり、設備改修等による具体的な取り組みの一つとして、LED照明の導入を掲げています。市庁舎の照明器具については、老朽化が進んでおり、機器の交換時期が来ています。そのため、蛍光灯のみの交換は行わず、施設の内装工事や設備改修に合わせて照明器具を交換する際に、LED化を進めていく方向性で検討しております。これは、ことしの1月に照明器具のメーカーに依頼して調査研究を行った結果、現在の蛍光灯をLED管に交換することは可能ですが、照明器具を交換した場合、新しい器具はLED管と一体型となるため、LED管単体を再利用することはできないことが判明したことから、照明器具の交換と同時にLED化を行いたいと考えております。現在もLED化を積極的に進めていくという考えは変わってはおられません。

次に、Eの4についてです。コミセン利用は、午前、午後、夜間と区分されています。平成 29 年度のコミセン利用状況では、コミセンにおける夜間の利用割合は午後に比べ低いポイントですが、コミセンによっては午前中より利用割合が高いところもあります。コミセンの開館時間は、コミュニティ条例施行規則第4条で定められており、各コミュニティ協議会がコミュニティづくりの目的に合った必要な開館時間を決め、市と協議して定めております。

次に、Fの1についてです。不妊治療の増加やダブルケアの課題は認識しており、それらの背景の一つとして晩婚化があることは推測されています。しかしながら、個人個人が何歳で結婚するのか、さらには結婚するかしないかといった選択は、個人の意思や価値観に大きくかかわる事柄であり、他者がよい悪いと評価すべきものではないと考えていますので、晩婚化そのものに対して市が何らかの対策を行うということは考えておりません。

次に、Fの3についてです。ひとり暮らしの高齢者は、何か問題が生じた際、すぐに家族や親族の支援を得ることが難しい場合があり、地域における支援やサービスが必要になります。どのような状態になったら施設入所を希望するかと調査によって尋ねたところ、ひとり暮らしで生活全般に介護が必要になった場合が半数を超えていました。また、ひとり暮らし高齢者の3割は、病気で数日間寝込んだときに看病や世話をしてくれる人がいないということが判明しています。ひとり暮らしでも住みなれた地域で生活を継続できるようにするために、ひとり暮らし高齢者の安心感を高める必要があり、平成 26 年度に開始した安心コール事業など既存の取り組みの周知を行う一方、病気の際などの緊急時に必要なサポートが受けられる高齢者等緊急訪問介護事業(レスキューヘルパー事業)などを開始しました。今後もひとり暮らしの高齢者に関する実施や要望を把握し対応していきたいと考えます。

Fの4についてです。NPOの補助金については、学識経験者などで構成される審査会において審査をしております。同審査会が基準に基づき審査を行い、NPO法人に補助金の交付を行いました。今回の結婚相談を行っているNPO法人の事業については、審査会にて公益性が認められており、その答申を踏まえて補助金の交付を行ったものであります。

他の質問については教育長からお答えいたします。

○教育長(竹内道則君) まず私からは、EのLED交換事業等の推進について、教育委員会が所管する生涯学習施設、体育施設につきましては、公の施設として開館・開場時間が条例に定められております。開館・開場時間は、特に必要があると認められる場合には、これを変更することができますが、利用者がいないことを理由にいわゆる早じまいをすることは、閉館時間間際の利用者もいらっしゃることなどからも、運営上難しいと考えております。

また、武蔵野プレイス、市民会館、ふるさと歴史館、総合体育館とも、利用者のない部屋等は原則消灯しており、適宜省エネルギーには配慮しております。

次に、Fの2でございます。まず、キャリア教育を行う意義についてのお尋ねでございますが、キャリア教育は、児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的職業的自立に向けて必要な基盤となる資質、能力を身につけていく重要な教育であると考えております。子どもたちが自分らしい生き方を実現していくための学びができるよう、今後もキャリア教育の充実を図ってまいります。

そして、リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツについてのお尋ねですが、内閣府男女共同参画局の生涯を通じた女性の健康支援の取り組みにおいては、リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツに関する意識の浸透の具体的施策の一つとして、学校教育活動全体を通じて性教育の充実に努めることが示されております。学習指導要領に基づき、小学校体育科の保健領域では、第3学年より、思春期の体の発育、発達について科学的な視点から学ぶ学習を行っております。中学校保健体育科の保健分野では、生殖機能の成熟について、科学的に受精、妊娠の学習を行っております。中学校学習指導要領では、妊娠や出産が可能になるような成熟が始まるという観点から受精、妊娠を取り扱うものとされ、さらに、高等学校学習指導要領では、結婚生活と健康及び加齢と健康についての学習が位置づけられております。したがって、児童生徒の発達段階に応じて、これらの性に関する教育の充実に努めていくことが必要であると考えております。

○議 長(本間まさよ君) この際、あらかじめ会議時間を延長いたします。

○6 番(竹内まさおり君) 御答弁ありがとうございます。

まず、クリーンセンター運営協議会の発展的・全市的展開についてですが、クリーンセンターの周辺が特段その他の地域と比べて何か大気汚染の数値が高いといった状況はないということでしょうか。全国で最も厳しい環境基準が設けられているということです。これまでに環境健康診断をやられてきて、今、受診率が1割とのことですが、実証データというのですか、もし危険性があるのであれば、もっと受診を促す必要があると思うのですが、逆に実証データがないのであれば、この事業の見直しも必要なのかなと思うのですが、その点の見解をお伺いいたします。

あとはこのクリーンセンターの運営に関するモニターや評価に関しても、もし異常値が出たら運営協議会に報告する、ではなくて、全市的に報告するみたいな仕組みのほうがより充実するのかなと思うのですが、そのような発展的取り組みというのも考えられると思いますが、いかがでしょうか。

続いてBの開かれたクリーンセンターのさらなる利活用についてですが、こちらの見学施設、個別の費用の内

訳はいただいていないから把握していないといった答弁だったと思うのですけれども、受付に2人の方がいらっしゃると思います。やはり年間で考えますと、数千万ぐらいはいくのかなと思います。見学施設の運営の費用に関しても、やはり市民の税金だと思いますので、見学施設の利活用というのもっと図っていかなくてはいけないのかなと思います。見学施設の見学者数は、ことし30年度は8月までで1,279人ですか、自由見学があったと答弁がありました。多分これは1日に直すと7人ぐらいですね。見学施設を設けているので、新たな環境啓発施設も整備してみたいなことは、なかなか市民理解が得られないのではと考えます。クリーンセンターの見学施設の一部を利用して環境啓発を行うことができるのではないかとということについて、想定はしていないとありますが、今後活用を検討することも有意義だと思うのですけれども、その点、御答弁をお願いいたします。

続いて、剪定枝資源化事業です。今後研究していくという御答弁がありましたが、木材というのは腐る、分解する過程でもCO2は出るのです。火で燃やしても全く同じ分のCO2が出る。その点というのは把握されているということでしょうか。確認させてください。

続いて、クリーンセンターでの粗大ごみについて、リサイクル事業者が回収できるような設計にしておけばよかったのではないかとといった質問で、スペースの確保ができなかったといった答弁がありました。であるならば、それこそ旧プラットホームの場所も使えるのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

とりあえず以上でお願いします。

○市 長(松下玲子君) 再質問に順にお答えをいたします。

まず、クリーンセンター操業に関する運営協議会との協定に基づいてさまざま行っております。大気汚染の発生状況についても厳しい基準値以下となっております。環境健康診断についても、先ほどもお答えしましたが、設立当初の昭和59年から運営協議会との協定書に基づき実施しておりますので、現状で事業の見直しは考えておりません。

また、受付2人について数千万の人件費がかかっているのではないかと御推測でございますが、こちらは20年の長期包括業務委託契約を行っており、その契約当初より、受付の人件費やその他イベントや見学施設の運営に関する費用などの個別の内訳の提出は求めておりませんので、契約を途中で変更することは困難であると考えます。

続きまして、見学者ホールにつきまして、ほかに利用ができないかとの御質問かと思います。先ほども御説明したとおり、見学者と自由見学の市民が現状でも混在をしていることがございます。一部イベント等での利用は可能となっておりますが、環境啓発全般を現状の見学者施設で実施することは想定はしておりません。

そして、剪定枝の処理に際して二酸化炭素が発生するのではないかとのことですが、搬送で発生するということは現状でも認識をしております。

以上です。(「答えていない、答弁漏れ」と呼ぶ者あり)

○議 長(本間まさよ君) 答弁漏れを指摘してください。

○6 番(竹内まさお君) 回数がありますので、丁寧に御答弁をお願いいたします。

まず、クリーンセンターの周辺で特に大気汚染の発生状況がない、厳しい状況ではないと。もし危険性があるのであれば、受診を促す必要があるのではないかと僕は言っているのです。逆に、実証データがないのであれば、見直す必要があると言っているのです。協定に基づいているのは知っていますので、今後の対応、なぜ見直しを考えないのか、理由の説明をお願いいたします。

次に、見学者ホールで想定はしないと。だから、なぜ想定しないのかといった質問をしております。今後、環境啓発を行うためのスペースが欲しいわけですね。だったら検討すべきなのではないでしょうか。見学者ホールの利活用について想定する必要があると考えますが、なぜ想定しないのかお伺いいたします。

次に、木材の堆肥化の過程でも、分解される過程でもCO₂が出るのです。その点は把握されているのかとお伺いいたしますので、答弁をお願いいたします。

続いて答弁漏れなのが、リサイクル業者が回収できる設計にしておけばよかったのではないかと質問いたしました。スペースが足りないのであれば、それこそプラットホームを使えばいいのではないかと質問しました。答弁をお願いいたします。

続いてCの6番です。こちらは最初から答弁漏れなのですけども、もし最小限のコストで最大限の効果が得られないような提言がまとめられた場合の対応についてお伺いいたします。

続いてCの7番です。長期計画にあるからエコプラザ(仮称)を進めるとありましたが、当初の目的というのですか、施設整備が目的なのですか。そこを確認させてください。中身が達成されるのであれば、わざわざ箱物の整備を行う必要がなくなると思うのですけれども、その点、答弁をお願いいたします。

続いて、リユースショップの事業者との連携ですけれども、違法な事業者もあるから慎重に対応するといった答弁がありますが、市内に店舗を構えている事業者には、そこまで慎重になるほど怪しい事業者もないと思いますので、ぜひ進めていっていただきたいなと思います。

続いて、新築住宅に対する減税状況ですけれども、2億900万円と4,700万円、こちらは新築以外も含まれているとありましたが、やはりこれも大量生産、大量消費につながり得る政策だと思うのですけれども、その点どのように考えられているのか、お伺いいたします。

続いて、フードロス対策についてですけれども、今後、協議会を立ち上げるといった答弁がありました。環境省のデータによりますと、平成27年度で食品廃棄物は2,842万トンで、そのうち食べられるのに捨てられた食品ロスは646万トンとのことです。市内の人口比で計算しますと、武蔵野市では食品ロスは年間大体7,400トン程度なのかなと。そのうち事業系のごみが4,100トン、家庭系が3,300トンであると推測されます。事業系の中でも外食産業の割合が一番多いですし、食品リサイクル法が制定されておりますが、その中のリサイクル実施率も外食産業が23%で一番低いのです。やはりそこにもうちちょっと焦点を当てて、ボリュームのあるところから改善すれば効果が高いと思いますが、いかがでしょうか。

続いて、LEDなのですけれども、照明器具の機器の交換が必要なところからといった答弁があったと思います。機器を交換しなくても、電球だけかえられる場所があると思うのです。東京都が配っているパンフレットによれば、白熱電球は大体1日8時間使えば7カ月で元も回収できると思います。すぐその本会議場を出た廊下も白熱電球を使っております。もし市長が本当に脱原発というのであれば、なおさらすぐにかえる必要があると思うのですけれども、なぜできることをすぐやらないのかというのが理解できないのですけれども、また詳しく御説明をお願いいたします。

続いて、夜間のコミセンです。これは条例に開館時間を定めていると答弁がありましたが、やはり使っていないとき

は早く閉めるといった規定も考えられると思うのですけれども、いかがでしょうか。

続いて、晩婚化について課題認識されないのかについて、よい悪いを判断はできないといったものがありました。武蔵野では、ちょうど先月、8月でしたが、戦争の悲惨さを二度と繰り返さないようにと平和政策をやっています。次世代に伝える必要があるのではないかとやっていると思います。人工中絶の件数が年間18万件、一方、体外受精の件数が42万件なのです。圧倒的に子どもをつくるのに苦労している人がふえています。であるのであれば、次の世代が我々と同じような課題で悩む必要のないように、必要な情報を与える必要があるのではないですか。例えば、HIV・エイズ検査の費用を武蔵野市は出しています。ふえていますと。こんな感じで例えば不妊対策についても晩婚化についても現状を伝える必要があるのではないですか。例えばフランスでは、不妊治療の開始が平均で34歳、日本は37歳なのです。やはり行政としても必要な情報、科学データに基づいたデータを提示する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

そして次に、キャリア教育です。リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツで性教育の充実が必要だと教育長から答弁がありました。でも、ジェンダーギャップ指数上位の国々の教育内容を見てみますと、日本における性教育は、情報も質も劣っていると考えますが、その点の御認識についてお伺いいたします。

まず以上でお願いします。

○市 長(松下玲子君) 幾つか質問にお答えをいたします。

まず、環境に関してですけれども、クリーンセンター操業に関する運営協議会、今現状で健康被害がないのだから健康診断をしなくてもいいのではないかという御趣旨での御質問かと思うのですが、運営協議会と協定に基づいて健康診断を実施しております。そのために、健康被害の発生事実はないということをもってのみ、この健康診断をなくすということは、協定に基づいて取り組んでいる事業ですので、被害の発生事実がないことをもってやめるということは、これはやはり問題があると私は考えます。運営協議会の皆様とは協定に基づいてさまざまな対応を行っておりますので、問題認識がとおりであれば、これはやはり協定の健康診断をやめるということではなく、協定を見直すということが課題であるという御指摘なのかもしれませんが、そこは相手があり、市としても協定に基づいて今現在取り組んでいるということを重ねてお伝えを申し上げます。

続きましては、見学者ホールも使えるので、新たな施設は市民理解が得られないのではないかと御質問、また、仮説、仮定ですね、そのような御趣旨の御質問でございましたが、長期計画に基づいて、また、市民会議の皆様とも議論をした上で、このたび市民会議の検討のまとめ、また市の基本的な考え方をまとめたところでございます。それについて市民の皆様から御理解が得られるよう努めてまいりたいとの思いでワークショップや意見募集を行うところでございます。求められないのではないかと仮定をもってお答えすることはいたしかねます。今後の取り組み、手順を踏んだ中で、さまざまな市民の皆様から御意見を賜りたいと、また議会からも御意見を賜りたいと思っております。

続きまして、Cの6についての御質問がございましたが、こちら、最大限の効果が得られないような内容の提言がまとめられた場合の対応ということで、仮説というか仮定ですね。そういう状況では今はお答えいたしかねます。直前にお答えしたとおり、行政報告を予定しておりますので、またその中でも御意見を頂戴してまいりたいと思っております。

そして、リユースに関しては、民間の事業者を市が特別に紹介をするということは、私は慎重な対応が必要であると考えております。これは先ほどと変わりはございません。

また、フードロスに関してですが、多量排出事業者への指導効果を考えて、多量排出事業者を対象にしている、スーパー等以外にも外食産業でありますモンテローザや武蔵野給食センターへの指導を現状行っております。それをお答えをいたします。また、今後も市内の事業者やNPOと連携し、食品ロス対策について、効果的なあり方について研究をする必要があると考えております。

続きまして、住宅に関して、税制をもって大量生産、大量消費につながるのではないかと御質問でございますが、住宅の減税制度をもって、それをもとに住宅の大量生産や大量消費につながるとは私自身は考えておりません。

続いて、LEDに関して御質問いただきました。7階フロアも含めた御指摘がありましたので、お答えしますが、本庁舎内では、白熱電球ではなく電球型の蛍光灯を使用している箇所がありますが、これらは消費電力80%カットの省エネタイプの蛍光灯であります。また、委員会室の一部には白熱電球が使われておりますので、こちらはLEDに交換をしていく予定です。なお、エレベーター前などにある白熱電球の中には、非常用照明を兼用しているものもあり、これらはLEDへの変更は不可のものであるということを御理解をいただきたいと思います。

そしてコミセンの閉館時間について、利用者がいない場合、規定を設けるべきではないかと御質問でございますが、こちらもコミュニティ協議会と市が協議をし、この間、条例に基づいて運用をしております。現状、利用者がいないからといって早期に閉める規定を設けるべきとは考えてはおりません。

そして、晩婚化について御質問がございましたが、今、再質問の中では、不妊治療についての御質問と捉えました。最初の御答弁でも、私自身、不妊治療の増加は課題であると認識しているとお答えをしております。ただし、御指摘のような不妊治療の増加が全て晩婚化の影響であるという考えは持っておりません。若年齢で御結婚された方でも不妊治療を受けている方もいらっしゃいますので、不妊治療自体は課題として捉えておりますが、何度もお伝えしますが、晩婚化というのは、一人一人の選択の結果という、そうした現状であり、それを市としての行政の課題として認識するものではないと考えております。

私からは以上です。

○教育長(竹内道則君) 私からは、リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツについての再度の御質問についてお答えいたします。リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツについての基本的な考え方は、先ほど答弁申し上げたとおりでございますが、議員も御案内のとおり、性に関する指導については学習指導要領で示されていまして、学習指導要領は、ほかの教科内容も同様ですけれども、それを超える内容を行っても構わないわけですが、学習指導要領の中では、性に関する指導に当たっては配慮する事項も示されていますし、それから、これからの学校教育についてのさまざまな、例えば英語教育、英語活動なども入りますので、教育課程全体のバランスの中でそういったことについて、先ほど申し上げた基本的な考え方のもとに考慮して検討していくべきだと考えております。

○6番(竹内まさお君) ありがとうございます。性教育に関しましては、おとしですか、国連の女子差別撤廃委員会が、性と生殖の健康と権利に関する年齢に応じた教育の内容に関して、政治家や公務員が過度に神経質になっていると指摘して、年齢に応じた性教育を行うようにと勧告しております。ちょうど先月の29日ですか、東京都教育委員会も14年ぶりに性教育の手引を改訂するとのニュース報道がありました。日本の性というのはすごくおくれとお

ります。ジェンダーギャップ指数は日本は低いと市長も就任当初言われておりましたが、ぜひジェンダーギャップ指数の高い国の性教育の取り組み、この「世界の性教育」という本はことしの春出たばかりですけれども、そういうものを参考にさせていただきたいと思います。

そして最後に婚活支援なのですけれども、こちらは市が一定程度公益性があって行政支援をする必要があると判断されたということでよいのかどうか、最後に確認させてください。

○市 長(松下玲子君) NPO補助金という形でNPO法人に補助金の交付を行っております。審査会が基準に基づき審査を行い、今回の結婚相談を行っているNPO法人の事業について、審査会にて公益性を認めており、その答申を踏まえて補助金の交付を行ったものであります。市が直接的に事業を行うというのではなく、民間のNPO法人の事業に補助をするということは、こちらは私は以前から、民間の事業者や街コンなどにより出会いの場を創出し、結婚支援をしており、民間でできることは民間で、行政ができることはしっかりと子どもを産み育てやすい環境を整備していくことであると考えていると過去にも答弁しております。その考えに変わりはありません。